



平成28年5月16日

各位

会社名 日東富士製粉株式会社
代表者名 代表取締役社長 下嶋 正雄
(コード：2003、東証第1部)
問合せ先 総務部長 坂田 喜章
(TEL. 03-3553-8781)

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月16日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第119回定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするために、10株を1株に併合することを予定しております。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成28年10月1日(土)をもって、平成28年9月30日(金)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年3月31日現在)	46,923,646株
株式併合により減少する株式数	42,231,282株
株式併合後の発行済株式総数	4,692,364株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	5,773 名(100.0%)	46,923,646 株(100.0%)
10 株未満	457 名(7.9%)	1,157 株(0.0%)
10 株以上	5,316 名(92.1%)	46,922,489 株(100.0%)

(注)上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満をご所有の株主様は、株主たる地位を失うこととなります。なお、本件株式併合の効力発生日までは、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。お取引のある証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて配分いたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記 1. の株式併合により、株主様の権利や株式市場における利便性・流動性にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、株式併合の効力発生日と同時に単元株式数を変更するものです。

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日(土)をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. 株式の併合 (2)併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日(土)をもって、発行可能株式総数を 1 億 5,000 万株から 1,500 万株に変更いたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 119 回定時株主総会において、株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更等に係る定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とします。

5. 主要日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 16 日
定時株主総会開催予定日	平成 28 年 6 月 29 日
売買単位の変更日	平成 28 年 9 月 28 日
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日
単元株式数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日
発行可能株式総数の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日です。

6. その他

本日、別途「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関(株主名簿管理人)までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711(通話料無料)
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

以 上